

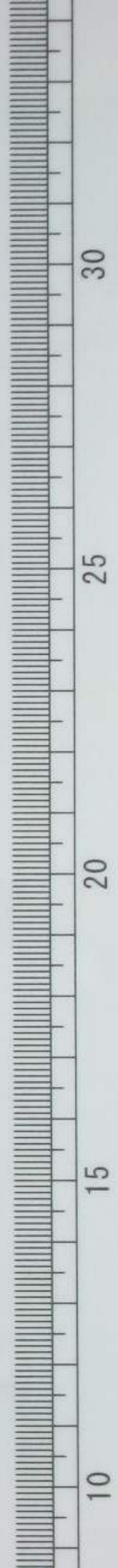
西洋易知錄

初編
上

洋

368

1



明治己巳年新年鑄

河津孫四郎譯述

西洋易知錄

官准 知新館藏板



明治己巳年八月廿九日
明治三庚午年正月廿九日
贈

西洋易知錄序

予在法蘭西之日原欲
為其子事也幸其學
物通則先讀以史學地誌之書
然後及諸科是其為子之次
第也方今操觚之士竭其智力
以翻洋書者多矣然數十載



伊門
號 368
卷 1

板政之子亦所理器械大抵皆不
有者而未親能詳歷史以課幼
學者何也予為洋書之書以于
此外亦已未傳之十數年百
之事而士之發祥者大半
是年壯將信之日係欲志德之
制之及文為以為已知事應物

之次且苟且以問息勢不為不選
本趨末而祥之者亦不為不應
其之意而投其好是其所以無後
為其少之次第而誘導其後進者
也河津子信妙齡讀洋書
今其越身結末家及將以譯乃
首抽祥西洋書志報其之意可

知而後之曰地誌之得或可必
矣予予也親德國也人之序又
有子信能明其序而得世書也
乃不肖然而不言為之序
明治己巳初十日

魏菴主人粟本館撰



順天大陽寺弘光書



原本凡例

一 是書を専ら簡約を旨とし文意艱險あらずる事を務
む是を蓋し讀むに倦まぬ暗記をり易うらん事故
欲をればあり
一 學成りて學校を退ける生徒といへども尚歴史は暗
き者多し試みよ羅馬の滅亡より教法の改革まで此
間の事を以て之を問ふに僅に查理曼十字戦リエンジ
の事より外に答る事能はざらん確に知らざる
者多し是を何故かば諸學校より歴史を教ふに
大抵英國史希臘國史羅馬國史の外に出で且つ今
行つて所の萬國史を大槩讀者の記へ易き體を以て

書ける者少ふればなり諸の萬國史と世界萬國此
 事或委しく載きて漏きとる事を務れば他の書を讀
 む時各國の紀事を引出すよりのつるべなきとも少
 年を教ゆよ用る時を益あきみとあしく徒よ少年を
 苦しめしむるの害何り吾輩の如き久しく學林よ耕
 耨者としんども試よギッボン或を「マコーライ」いづ
 名書或讀むよ極美の章より外と記臆とる事能く然
 る或況んや少年輩争でる盡く萬國の紀事を諸記す
 る事を得んや故よ我が此書ハ歴史中の至要の紀事
 此よ或擧げて少年輩よ示し勞して功あ身の患を免
 らしむ竊よ希くハ此書を以て學者の勞を省き早く

成功を奏せしむるは一書と評せらるん事を是れ我
 が眞實よ欲せらる所あり
 一篇毎よ篇中の要を掲ぐ大要を心よ記臆せしり置く
 ときを忽ち前後の小事を思ひ出さしむべき或以
 てあり此の如くして歴史を教ゆる法を「マコーライ」此法を用
 ひざりし諸先生の争ひ慕て習えんと欲せらる所あり
 一卷毎よ尾りの一篇ハ其卷中よ説ける時代の風俗を記
 るにこれ我が著せしや「英國史」の中よ此の如き篇を
 作りし處此篇ハ書中の最も面白き篇として且肝要
 ある部分の一ありきし諸大先生の評しるを以てあり
 一尾りの地名録ハ本文を讀むるとき地名を探らしむるに

為るは地學と史學と合せ學ぶ時と兩學は利あり
 以てふり但し人のよく知る地と之を畧し肝要
 らざる地名を別記する及むるは以て之故省ぶ
 り然るも多しこれをも本篇は劣らざる卷數
 に至る可き故以てあり

一 千八百六十年八月維廉夫覽悉士科利耳識

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

附言

一 原本は英國大學士科利耳氏の著せる「ゼグレートイ
 へント・オブ・ヒストリー」といふ書ありて則ち彼一千
 八百六十七年又印行せられたり

一 此書は英國の事を載せしむ唯卷末紀事の表と之と舉
 ぐるのみ是れ作者科利耳氏と英國史の著述あり
 と以て其史と讀まりて後此書と讀まざんと欲
 するは因てなり故に我が之を譯するは當りて亦作
 者の意に從ひ先き英國史と譯し此書と後必ず
 きふといへども慕維廉の譯する英國誌既本邦
 に傳りて翻刻成りて普く世に流行するが故に今英

國史と後よして先づ此書を譯せり然りと
 ども慕維廉の英國誌の漢譯ありと以て少年輩恐ら
 くに讀む事能はざる者多かり故に我は此書の
 譯業終らるを即ち又科利耳氏の英國史をも和譯して
 西洋易知録外篇と名す此書と並び行はれりめんと
 欲す

一 西教の祖生るより今に至りて凡て一千八百六十餘
 年今之と八世に分つ紀元の始より西羅馬國の滅ぶ
 り至ると第一世とあり西羅馬國の滅ぶより查理曼
 の位より即くふ至ると第二世とあり查理曼の位より即
 くより十字戰の興ふ至ると第三世とあり十字戰

の興より瑞西スウェーデンの獨立するに至ると第四世とあり
 瑞西の獨立するより教法の改革に至ると第五世と
 あり教法の改革より三十年戰の終るに至ると第六
 世とあり三十年戰の終りより法國大亂フランスの始めに至
 ると第七世とあり法國大亂の始めより今日に至る
 と第八世とあり
 一 每卷の尾りに開人の姓氏及び紀事の表を附録す聞
 人とい僧人書生醫師史官詩人畫工戲子工人等の高
 名ある者をつらり
 一 諸國帝王の表ハ本文の都合に從ひ所々に出す是等
 みる原本の如くよして敢て改むる事あり

一 此書ハ凡ハ八卷ニシテ大尾ナ地名録を別ニ一卷トス
 一 合テ九卷アリ陸績^{リキ}ニ上梓モベ
 一 諸國獨立ノ君或ハ「インペロル」或ハ「サル」或ハ「エルタ
 ン」と號以今譯シテ皆帝ト書以又或ハ「キング」或ハ「ク
 ライド」或ハ「ク」或ハ「ク」或ハ「プリンス」但一英國の
 如き諸侯の
 一 夫レ^チカ^リク^ト號モ^ハ公^ト譯ス昔^レ湖^ス國^ノ王^ノ親^戚と
 一 號モ今譯シテ皆王ト書ス「グイン」ハ女王ト譯「ボ
 ン」ハ教公ト譯ス
 一 書中幾里ト書モ^ハ英國ノ里數アリ我里數ニ非以
 一 英國ノ一里ハ我半里ニ滿^ル也
 一 紀元一年より百年ニ至^ルと紀元第一紀といひ百一
ハクトセマキ

年より二百年ニ至^ルと第二紀といふ餘ハ推シテ知
 一 べ^ル故^ニ方^今ハ即^チ紀元第十九紀の中あり紀ハ
 一 則^チ英語「センナリ」といふ
 一 原本^ハ此符を附^ステ文詞ハ譯語ノ右ニ單點、を
 一 加^フ是^レ肝^要アリ文詞或ハ古人ノ談話等と區別シ
 一 人^トシテ讀^易ク^ラル^カ為^スアリ
 一 原本^ニ至^ル要^ス紀事ノ年月ハ別^ニ之^ト大書モ^リ今雙
 一 點^ヲ加^ヘテ之^ヲ別^ツ
 一 地名ハ雙柱^ニ加^ヘ人名ハ單柱^ニ加^フ他^ノ譯^ス
 一 事能^ハズ^ル文字^ハ「」符^ヲ加^フ
 一 譯語^ノ的^切ナ^ク者^ハ左^傍ニ國字^ヲ以^テ其原語

と附記し他日諸君の忠告よりて之を改むる便
ありしむ

時明治二年歲次己巳冬十月

河津孫四郎之識



西洋易知錄總目錄

卷之一

- 第一篇 西教の祖耶蘇磔刑又行こる事
- 第二篇 羅馬の兵耶路撒冷城を圍む事
- 第三篇 耶蘇教門の制禁嚴む事
- 第四篇 副士但丁ゼクレイト帝の事
- 第五篇 西帝の國滅亡の事
- 第六篇 羅馬城の風俗を述ぶ

○附記

第一世の聞久の姓氏

第一世の紀事の表

卷之二

第二世紀

第一篇 如地尼安帝時代の事

第二篇 教公の權勢盛んなる事

第三篇 馬疴美徳の事并に回く教の事

第四篇 佛國メロウインチア朝諸王并に執政の事

事

第五篇 昔し歐羅巴に住ひし諸夷の由来を述ぶ

○附記

第二世の関人の姓氏

第二世の紀事の表

卷之三

第三世紀

第一篇 查理曼帝の事

第二篇 回く教の國威と東西に奮ふ事

第三篇 日耳曼帝國興る事

第四篇 東帝國の事

第五篇 ノルスメン人の事

第六篇 查理曼帝宮中の風儀を述ぶ

○附記

第三世の関人の姓氏

第三世の紀事の表

卷之四

第四世紀

第一篇 十字戦の事

第二篇 其二

第三篇 フルビゼンス人の事

第四篇 テウニク會社の普魯士を攻取る事

第五篇 瑞士人自立の事

第六篇 任侠の風俗を述ぶ

○附記

第四世の聞人の姓氏

卷之五

第四世の紀事の表

第五世紀

第一篇 中古伊太利國の事

第二篇 阿多曼種族土耳其人の事

第三篇 ハール人は是班牙を逐拂する事

第四篇 亞墨利加發明の事

第五篇 中古の末に當りて伊太利是班牙二國を行はれし風俗を述ぶ

○附記

第五世の聞人の姓氏

第五世の紀事の表

卷之六

第六世紀

第一篇 教法變革の事

第二篇 日耳曼帝查理第五の事

第三篇 和蘭合衆國興る事

第四篇 ヒュゲムツ人の事

附佛國「ボールボン」家の系圖

第五篇 高僧リセリユーの事

第六篇 三十ヶ年合戦の事

第七篇 教法變革の時ニ當リテ日耳曼國ニ行

是し風俗を述ぶ

○附記

第六世の聞人の姓氏

第六世の紀事の表

卷之七

第七世紀

第一篇 佛王路易第十四の事

附佛國「ボールボン」家の系圖の二

第二篇 魯西亞王彼得第二瑞典王查理第十二の事

第三篇 普魯士王斐理特第二の事

第四篇 路易第十四の時佛國は行進し風俗を述ぶ

○附記

第七世の閨人の姓氏

第七世の紀事の表

卷之八

第八世紀

第一篇 佛國大亂の事

第二篇 拿波倫の事

第三篇 千八百十五年の後歐羅巴諸國の事

○附記

第八世の閨人の姓氏

第八世の紀事の表

卷之九

地名録

澳士利及ひ匈牙利の部

佛郎西の部

日耳曼及ひ普魯士の部

伊太利の部

和蘭及ひ白耳義の部

魯西亞及ひ波蘭の部

是班牙及ひ葡莖牙の部

瑞典椰耳瓦連馬三國の部

瑞士の部
 土耳其及ヒ希臘の部
 亞細亞の部
 亞弗利加の部
 亞墨利加の部

西洋易知録総目録終

西洋易知録卷之一上

河津孫四郎 譯述

第一世記

第一篇 西教の祖耶蘇磔刑ゴジマを行ハル事

此篇ハ史中の至要なる一紀事ありと云ども固より
 教法ニ屬スル譚ふべき尋常人間の事を述ベル
 吾輩の史傳ニ加ヘ記す事豈憚リ無キ歟得んヤ故ニ
 親しく教祖を目視シ、法弟等の經典ニ譲リて之
 を此書ニ載セシメ

第二篇 羅馬の兵耶路撒冷城を圍む事
ロウマ ゼリユサレム

要 神殿を焼く

初め耶蕪掌て小馬ゼリヤに乗りて木葉に埋まればオリベツ
 トの山道を下りし時耶路撒冷城を望見て涙を流し人
 と言ふが如くはつらく嗚呼汝の命數既に極まり
 此後必汝の敵兵寄来り周圍に塹を穿ち八方より汝
 を攻圍む時あらん此時汝を敵に打壞られ汝の家眷耶路
 撒冷の土民を敵の虜とあらん且岩石の上ゼリヤに立てし神
 殿をか亦敵に損むべしと是を耶蕪其頃耶路撒冷城ハ
 三面に壁ありて之を守り壁よを所々埃樓曲折あり
 其下は深谷ありて谷中を流るるセドロンの清き流る
 恰銀の糸を引きつらう如く正面は巍々たる神殿あり

あり是を則ちヘロットゼグレートといへる人の修展せ
 一ものよりて此堂をモリア山の頂を礎として上の蒼天
 に連あり屋を飾る無算の鉗鏝の爛々として日は輝
 きけり其西南に當てシオン山あり此山の腹は支城
 王宮并上府府中のの家屋羅立しあり神殿の後シオ
 ン山の北に當て又山ありアクラといへり此山の腹は
 下府府中のの墾園花菌多く此山より北の方平地に至
 る新府と號しけり
 後三十年を経ても此都城の模様は唯少く
 變じたるのみありといへども猶太人即ち耶路撒の
 人氣は甚しく悪くなりたる所あり遂に羅馬帝

背きりれバ羅馬帝子口を其國征伐の為へスバリアン
 とて獨英合戦の軍功を顕し名將を擧げて耶路撒
 冷に向ハリめらる扱へスバリアンを命を奉ト軍兵を
 引率してアンチオックよりプロトレミシに至ると時其子
 チチユスといふ者其兵を以て埃及國より来り父の兵に
 加りりり時紀元六十七年あり去程羅馬の兵にガ
 リレエ及ヒペルサを下り遂に耶路撒冷城の前に至り
 て其周りに堡砦を築き一擧に此都城を攻取んとて用
 意をあらりり此時子口帝ハ殂落しガルバ帝ハ弒せら
 れオト帝を自殺してウイテリユスといへり人羅馬帝と
 稱しりりり此帝を飲酒を好めり人あきを耶路撒冷に

出張し羅馬の兵士等之を悦び一同に大將へスパ
 シアンを推して帝と稱せしめりりりりばへスバリアン
 を則ち亞力山大城に趣きりり此地を羅馬國第二の都
 ありりりり以てあくに據り犄角の勢を為んと欲してな
 り然る小程あり羅馬の京城伊太利國羅馬城ありにてウイテリ
 ース帝殂落しりりりりり以て都人奉其身以てり由きこ
 へりりりりへスバリアンを直に亞城をきてり伊太利へ趣
 むきぬ是時耶路撒冷にてハ兵士等チチユスを推して將
 とあり再び軍の用意をあら
 ちチユスをセーサレエとのみ處りて兵を整へ之を三隊
 に分て耶路撒冷城に攻寄せ三ヶ所陣營を作る一を北

より一と西より一とオリベ山の上より此陣營
と第十番隊を以て之を守らむ兵士等此陣營の塹を
掘りける時、當り猶太人^{ゼラス}不意に羅馬^{ロム}の兵を襲うが容
易く打破られしを

此頃耶路撒冷城にゼーロトといつる徒黨起りきり此
黨の一組を魁首をイレールサルといひ神殿の内を籠り
たり又一組の魁首をチスカラの約尼^{シヨニ}といひ少く低
き處に陣取りて日々神殿の黨と戦ひ數殿内を矢石を
放ちけむの禮拜の者之中で死する事甚多うり且つ
都人等一同此兩黨の爲に苦しみたり水は遂にゼラ
サ^{シモン}の西門といひ者を頼みて此兩黨を防がむと至

りたり是より於て耶路撒冷の城中に三組の徒黨出でて
互に勢を争ひたり去る程に不^{バネ}家といへる祭日とふ
りけるに此日を神殿を開き都人^{バネ}を以て隨意に参詣せ
しむる事例年の定式ありりといひ約尼^{シヨニ}の黨を以て姿を
窺へし首を隠して参詣の群集に打ち入り神殿に入込み
容易く殿内の黨を追出して遂に神殿を奪ひたり是より
より三組の黨二組とありぬ
是の如く猶太人^{ゼラス}を一致せしむる羅馬の兵隊寄せ来
り城外の木を切り材木を集めて三箇の柵を築き各種
の攻具を仕掛けたりりる時、猶太人等も平日の怨
を棄て一同に防禦の用意を取掛りたりることを奇特とされ

紀元七十年四月に於て羅馬の兵三ヶ所より一齊に此城を攻懸り其矢石の下る事恰も雪雹を雨らす異あつて中にも最恐るべき東の陣營より射たり所の大石あり然し猶太の守兵は此石の色白く響の烈きを以て容易此石を見知り其來りて見付くる者へ彼子未だりと叫びて城内の者共之を知らせ地を俯して避き免る程に格別の害あり是に於て羅馬の兵も亦此事を察し黒く此石を塗りて放ちし猶太の兵も甚之に苦しみたり猶太の方より西門器械を壁上に備へ羅馬の柵を目懸りて火箭を放ちたり此時チチス大木を以て城壁より高さ埃樓を築き厚く

鏡を貼らしめ其上にラムといへる器械を備へて遂に壁を打壞ち壁の破るる處より羅馬の兵隊一齊に攻入り容易く第一の壁を乘取りたり是よりチチスを第一壁内に陣して第二の壁を攻む此壁は西門及び約尼の二人固く之を守りて日の間に絶へず打合ひ攻合ひ夜も兩軍とも鎧を着し儘僅の眠り臥ふのみあり如此き事五日より第二の壁も亦遂に破るる一日チチス千人の兵を従へて此壁の内ある狭き路を通行せし時猶太人不意に之を襲ひ又チチスの兵を壁外に追出し第二の壁を取返さるるが此勝利を誇りて怠りしれ羅馬の兵又乘りて此壁を取

て遂に之を破ちたり

チキヌスも五日の間軍を息め三軍は給金を與へしを
羅馬の兵も其頃の風俗に従ひ身は燂々たる甲冑を纏
ひて行列を為しより耶路撒冷の城壁及び神殿の屋
上より之を見物する猶太人の面を以て満々たりし
一人として生くる色ある者あり皆恐懼失望の色を懷
きより五日の後羅馬の兵約尼の銘閣及びアントニア
の高臺を攻む此時シヨセフといへる貴き猶太人城
壁の前より到りて本國の人に向ひ羅馬は降参する事を
勸免せしむるもシヨセフ等約尼西門の徒は固く守て降参せし
る事は決心し降参の心ある者を皆誅殺したるを以て

シヨセフも其意を行はしむるを得たり

又城中は飢饉なりたり母も小児の食ひかけたり奪
て食ひせし口ト黨を戸を打破りて食料を探り蔵し
たりと疑ふ者も各種の責苦を受け飢へる民
夜も乗じて城壁の外に這出で稍く摘みり歸りたる僅
の野草を食ふ此黨の爲に奪りし事多し然し之は拘りたる
飢へる民小勢にて城を出で谷の中は食料を探りたり
時羅馬の兵の爲に虜めたり者日毎に五百人許あり
りしが羅馬の兵盡く之を城壁の前より於て磔しりけり
遂に磔木を立つるの地は磔木を作らば材木盡く
るに至りたり

去程より羅馬の兵より四箇の樓櫓上より攻具を備ふより或建ててより
 十七日一して稍く出来し處約尼の兵下より地道或
 掘り屋裏より火を懸て其二箇を焼きふり又二箇の
 三人の勇あり猶太人手より炬を携へて間近く驅寄り之
 より放火す此勢より乘して猶太の兵チテヌスの兵を打ち之
 を追て羅馬の陣營に至り此時陣營の守兵等敵を引受
 多勇を奮て防ぎ戦ひしのとありにチテヌスの兵引き返
 横合より之を攻えられ稍く猶太の兵は追拂り
 此敗軍よりチテヌスを壁を築きて之を圍人事を決し僅
 三日の間は壁を築きしを再びアントニアの高臺より攻
 懸り此臺を神殿の西北の隅よりあり柱礎は滑りたる岩

の上より立ち其高さ殆ど一百丈ありり羅馬の兵再び四
 箇樓櫓を築き器械を備へて此高臺の垣を攻め終り之
 を押倒しけども此中より又垣ありり羅馬の兵の中
 色黒き一小兵ありり十一人の勇卒を伴ひ日中より此
 壁を攀登り猶太の兵を追散しけれども惜むべし石より
 躓りて殺され同志の者三人殺されり是より一二日
 を過ぎ一夜十六人の羅馬兵竊り此壁を攀登りて守兵
 を殺し烈しく喇叭を吹きし猶太の兵は大に驚き
 皆争て逃ぎ去りり此時チテヌスを兵は揮きて一齊に
 神殿の角道より攻寄り猶太の兵と戦ふ事凡そ十時西洋
 の間あり時より羅馬の卒將ジュリアン唯一人諸卒を擢り

猶太の兵と戦ひて猶太の兵ハ其勢ハ恐れ我先
 と殿内ヨシ逃入リシリアンの履キテハ杏ハ裏ハ長釘打
 ちテバシリアンハ角道の敷石ハ滑リテ倒レテ此
 時逃ダシテ猶太人引キ返ヘテ之ヲ斬殺シ此勝ニ乘
 トテ羅馬の兵と戦ヒ遂ニ之ヲ神殿ヨリ追拂ヒテ然
 正アントニアの高臺ハ取返サ事能ハズリキ

都城の滅ぶる前兆トヤ各種の怪シキ事アリテリ
 顔劔ニ似テハ奇異アリ星一年ガ間此都城の上ニ見タリ
 神殿の黄銅門の扉ハ二十人トテ稍ク動クズベキニ自
 ラ開キテ事アリ又都府を攻むル兵車ニ似テハ影天ニ
 見タリ事アリ又本地の僧官等夜神殿ニ行クントテペン

テコストを通行シテ時虚空ニ多人數の聲シテ云ク
 我等ハ一ニ本地を去ラシムヤ豈奇異の事ゾヤ
 初メ羅馬の壁の成リテ時テ城中の飢餓疫病ハ彌
 盛ントアリ途ニ倒レテ死スル者數ハ盡サレテ道路是
 ガ為ニ通ゼザリテ餘儀ナク死骸を城外ニ投ガ棄
 テテ其數千を以テ數ヘテ今ニ野草も盡キテ食ヲ

飢テ都人查又ハ楯の革を噛ミ或ハ枯草を食フテ飢ヲ
 忍ぶニ至リテゼーロット等家毎ニ押入りテ食物を搜
 ガリテ一日ペレールの貴キ婦人イレールガルの女トシテ
 麻利といヘテ婦人の家ニ押入りケル處此婦人其子ハ

肉を焼きて之をゼーロットどもの前ニ置て云く是れ我
 我子あり此肉を食へ我れは既ニ之を食ふといふ事
 かのゼーロット等も是ニハ驚き逃ぎ去りたりやぞ
 紀元七十年八月羅馬の兵再び神殿ニ攻寄せ直ニ屬寺ヲ
 を焼拂ひ遂ニ神殿の北窗ニ放火シ神殿速ニ一面の火
 場とあり然レども神殿を焼きシ事ヲ全くチヌスの意
 に出デすチヌスハ常ニ神殿を全クすべく思ひテ火を
 火の上ニ見テ大ニ驚き急ニ之を消シしめむや頻リ
 號スりりりど既ニ戦鬪騷擾ノ最中ニありりれり其聲遂
 諸軍ニ聞えバきれば羅馬の兵ハ屬寺の燃へル
 中を踏み越へテ々々争テ神殿ニ攻め入り當リるハ幸ニひ斬

倒レりテ猶ト大人の死骸ヲ恰モ山を去リ血ヲ流スて
 神前の机を漂シげり實ニ椽柱の燃へ落リ聲羅馬兵の関ケ
 の聲傷きテゼーロット黨の呻ク聲ト共ニ天地ニ響キ
 て恐ルりりり有様あり市中の老弱神殿の焼ケ落リ見テ
 見て今ニ最早神ニ見離スされりト相懐テ啼キ喚キ
 ことを憐ミとつキも愚クあれ
 神殿の守兵の僅ニ死を免ラれル者ハ上府ニ籠リけ
 り西門ニ及ビ約尼モ爰ニありりれども今ハ初メの凶惡
 引リへ童子ハ劣キ怯懦トあり只戦キ恐ルりテをり
 りありりり羅馬の兵十八日ニて櫓ヲ築キ上府の柵
 を攻めテ猶ト太の兵一人ニて之を防グ者ハ争テ

逃げ走りしを羅馬の兵を勝りて支城をも攻取

始て此都城を攻め懸りしより此に至て凡て百三十四

日猶太人死し者一百十萬人虜とありし者九萬

七千人あり其中或を羅馬の凱陣を飾るに用ひ或を埃

及の鑛山の人夫とふし或を真劍を試みし野獸と戦

せしめて興を催し未だ十七歳に至らざる者を賣りて

奴とふし約尼を終身の入牢を命じ西門を羅馬の市

中を引廻して後死罪を行ひし

を羅馬城しる吉日を撰て勝利を賀し國帝太子即

ちと共し頭を冠り身は紫衣を着し三軍を率

て都内を周りし倂虜及び侵掠の珍物前後に羅列し之を見し者道路を充ちしり侵掠の中にも最珍しとて見物の目を驚かししを純金の机七箇の燈を副へし一奇燈檠及び神法の聖書ありし是時より猶太人を住むる家より散りて諸國に客居す

第一紀間羅馬國帝即位の表

太祖 澳額西土斯帝	紀元十四年
チベリユース帝	三十七年
カリギユラ帝	四十一年
クラウヂユース帝	五十四年
子口帝	

ガルバ帝	紀元六十八年
オト帝	六十九年
ウイテリス帝	全
ヘスパリアン帝	全
チヌス帝	七十九年
ドミチアン帝	八十一年
子ルバ帝	九十六年
トラジャン帝	九十八年

第三篇 耶蕨教門の制禁嚴しき事

要紀元三百三年ダオクレチアン帝大
 耶蕨教の徒を殺し

衆神教の滅びて西教の將々盛んあらんとすや羅馬
 國帝衆神教の滅びやらん事を欲て西教を禁ト此教門
 に入者を誅戮し事數ありたり今之を左に述べん
 子ロ帝在位第九年於て羅馬城は大火あり都の大半
 を之が為は焼失しけり都人相告て云く此火を帝の戯
 まふ自ら放たし免るるあらん帝を此難波を憐まんとい
 為給るは樓上は安座して火を遠望しトロイ焼失の詩
 を歌へり免て笑ひ樂しみ給へりといひるる或る人
 之を帝に告げしらバ帝大に驚き忽ち一箇の暴計を思
 ひ出し即ち西教を奉むる者を召捕へ此火を放ちし
 も此者共の仕業ありとて或は之を磔け或は野獸乃皮

を蒙ら—めて圓場ニ追ひ上せ犬を放て之を噛殺さ—
 め老人少婦とい—ども決—て之を免すと—あつりけ
 其暴虐只是このみより夜西教門の者を縛—其
 衣服ニ油を灑き—之を燃—其光りを以て帝自ら庭中
 於て車を馳せ近臣と共に樂み—るを無道といひ
 も愚ら—る

ドミチアニ帝子口帝よりの時は當て察事見らを以て嚴—

く西教を奉む—人を探り種々の罪名を以て或—之を

誅—或—之を追放—り帝の從兄及び女姪を唯無神

經アゼを奉—猶太ヘブライの風を學び—りて誅せられ—り紀元

九十五年頃—聖占セントジョンをパトモス島ニ流され—り—が此

地ニ於て各種の怪—き事—出逢ひ西教の功德を知り

—と—の耶蘇の兄弟聖蘇セントユド的の二孫ハ帝位を覬覦—る

心—り—りとして召捕られ羅馬の裁判所ニ引出され—

が常—小—き—る田を耕—るを以て手の硬—り—るを

幸—之—が為—る免—る事を得—り—る

子ルハ帝を仁惠—る君あり—るバ西教門の人を誅罰

せ—事—あり—り—り扱此君殞落—是班牙産スパンニの兵卒—ラ

ジャンと—り—る者帝位を継ぎ—時プリニ—プリニ—とい

り—り—り史家老少を以て之を分を以てビ—チア及び

つ此プリニ—を少プリニ—あり

ポニチヌスの奉行ニ命せられ—り此プリニ—を其支配

地ニ西教の人甚多—り—りれども如何—之を處置す—

きつて知らざりしやバ則ち國帝は上書して帝の意を
 問ひ且つ云く貧富となく皆邪教と迷ひ祠屋は參詣す
 る者なく神前は牲肉を備ふる者なく嗚呼之を如何よ
 さんとプリニーの如き法學士といへども西教人の處
 置を知らざりし故以て之を考ふるよ此頃まてハ西教
 を禁むる定法ありしと見ゆ故にトラジャン帝の答書
 とを始ての定法あらめ其文は云く西教門の人を通常
 罪人の如く探索せしめ及ぶは但し此教を遵奉せし事
 明白なる者を之を誅せしめし然し此命の下らざる前
 にプリニー自ら假りし法を作して州内は命を下して
 曰く西教門の人皆耶蘇を罵り先帝の像及び神像の前

に於て香を焼き酒を灌ぐべしと此命に従ふ者も
 直に之を誅しつゝ故以て西教の信仰いまだ薄き徒も
 死を恐るゝ此教門は背きつゝ
 紀元百十七年ハ帝位に登りしアドリアン帝在位の
 始めに當りて衆神教の土民等起りて西教を奉むる人
 を殺し其家屋を壊ちつゝ此事小亞細亞の地は於て最
 甚しつゝ二人の博學ある西教門の民ありし
 が帝嘗て國中を廻見し其家の邊に到着しつゝ時二人
 帝の馬前に跪き西教を信仰する仔細を述べしつゝ此
 故しや或は正直有禮を好む真心より出でしや帝國
 中に觸れて妄に西教門の人を捕る事を禁じ詐り訴へ

る者も重く之を誅せよや命ト云

アントニ子帝在位の間ハ西教の制禁寛クあり一ダマル
キユスオーレリウスといへる理學士の帝位ニ登りし時
時々紀元百六 嚴しく西教門の人を探索して之を責め
苦しめたり

蕨美爾那ルナは於てハ西教の制禁最嚴しりり紀元百
六十七年此地の奉行某西教を奉ざる徒を捕へり野獸
よ之を啗殺せり或は之を焼殺せり此時高僧ホリ
カルブルブル召捕らるる時ニ年殆九十歳捕らるる時
ニ當て捕手の役人ニ乞ふて二時の猶豫を得真神を禮
拜を捕手の者急き驢馬に乗らりて府ニ入る奉行自

ら之を路ニ迎へ已まると同車せり頃りニ教門を改る
事を勧められども頑ま之を承引をせり然るに奉行ハ
大よ之を憤り車より突落し其脚骨を壞りりり
それより裁判所ニ於て有司等一同ニ之を向ひ耶蘇
を罵るるべしといひりりホリカルブル答て云く我ハ
十六年の間彼君耶蘇を仕へし彼君常ニ幸を我ニ
惠み給へり然るに如何せん彼君を罵り奉らんと遂ニ
焼殺されり其死を當て大聲を發して呼て云く
真神我を以て耶蘇と共に飲まらんと言ふ鳴呼感佩
ニ堪へず真ニ謝せりと

今奇やき小説を傳ふ唯野史の如しといへども全く

無實の事とハ見ホふーがー此談ニ云くマルキスオ
 ーレリュース帝嘗て日耳曼の夷種と戦へり一日其兵炎
 天を進み大ニ疲まき休みたる時敵兵近く寄せ来りー
 一口渴して戦ふ事能ハきりうれば西教を奉まら兵士
 等地上ニ跪き真神の助けを願ひたる處奇ある哉一
 天忽ち黒雲を生じて雨水雷鳴と共に下りーりバ兵士
 等争て雨を兜中ニ盛り之を飲て各口を潤し敵の来る
 を待ち来ると紀元百七十四年此小説を號して雷鳴兵隊の話
 といふ

羅馬國帝ハ真神の此功德を顕ハきーを見て西教を惡
 むの心少しく減どりーといふ然し此戦争の後即ち紀

元百七十七年告惡尔ゴウルの國來恩ライエン子兩府ニ於て大ニ
 西教の人と誅戮せりーと見え帝の心を改め
 る事信トグ此兩府ニ於て誅戮せり者の内
 二ボンチニスといえり年九十二餘ある名高き貴僧あ
 りーと云ふ此時貴人の西教を奉ぜりハ僅ニ劔を以て
 誅せらる事と許されりるのみ其餘の者ハ野獸と
 て嚙殺せり其死骸ハ燒きて路ロイ尼河ニ流し親戚朋友
 ありといへどと決して之を葬る事を許さざり来
 恩ライエンの近邑オーレンの少年レンホリアンといへる者ハ
 シベルといへる神の車前ニ跪く事を辭クサみーとて斬ら
 せり此人法場ニ引り去る時見物人の内より其母之

二聲をうけて云く我見我見心を動かす事ありん天、
在ま中彼君と仰き見よ今日汝ハ死を、非亦尚更、
善き世界に趣くふ、ぞと

セプチミスセベラス帝の時、於てハ亞弗利加に於て
嚴しく西教門の人を罰し、紀元二百帝ハまた更、
西教門或猶太教門に入る事と固く禁じたる法を出し
たり

此悲しむべき時代の愁談の内より一を挙げて下、ハ
らん爰にベルベチアといへる娘子あり、カレタ年僅に二
十二歳ありしが西教を信仰し、カレタ為に加尔太額に於
て召捕せし、其父ハ衆神教を奉じ、其母ハ西教信

仰の女あり、カレタ幼より之に西教を教へ、カレタ擧裁
判所より引出されり、時其父兩眼に涙を流し、カレタ頻り
て教門を改る事を勧め、カレタベルベチア之を聴く、カレタ側
にあり、器を指して云く汝之を器と名づけ、カレタ事と
得ふや曰く否曰く然らば我を以て西教の人と号す、
ふ此不ふ別、カレタ名事能ふべし、カレタ豈此器と異あらんやと
是に於て有司等之を牢獄に入らしめ、其子を奪て與へ
たり、カレタバ女ハ只管悲み哭き、カレタ後有司等之を憐み
て兎と返し、カレタ女ハ悦み堪へ、カレタ云く今日より
悲しき牢獄も樂しき宮室とあはれ、カレタ其慈心此の如し
其父再び牢中に來りて邪教を信仰する事の愚るるよ

とて女こもよりきくどに悲歎の涙をむせびといへども
 いくでかベルベ左アの心を動かし老人老父の涙とい
 べどもと愛児の聲といへども遂に之をて耶蘇の教を
 背くしむる事能くは嗚呼憐むべし孝慈のベルベ左ア
 遂に他の西教の人と共に野獸の口腹を充てらるる死
 しまり

紀元二百三十五年トラス産の人マキシミン帝を弑して
 自ら帝と稱す其とき先帝の寵臣の西教を奉ずる者と
 誅戮しり帝在位の時ポンチヌスカパドシア等の諸州
 に於て大地震あり土民等思へらく西教の行はる
 るより此災害の到りしよりして西教の徒を見る毎に

之を殺しり

是より後西教の制禁久しく寛かたりしがデシースト
 ラジャン帝の費利弗ゼアラビアン帝は勝て帝位に登り
 けり其制禁再び厳しくなりありりデシース帝は全
 く西教を滅さん事を欲しり及び西教の高僧を悪む事
 甚しく羅馬の高僧ハビアヌスも亦此時誅せらるり
 時より紀元二百四十九年より實に羅馬城及び其他州郡
 及び西教の制禁厳しく西教を奉ずる者の憐むる
 事あり言葉盡すべくありあり
 ハレリアン帝在位第四年即ち紀元二百五十八年及び
 て新に嚴命を下して曰くいかにカレハスビハハテハ

ハハ皆僧ハ盡く之と斬ふべしと此法の眼目ハ蓋し頭
 者と殺を時ハ自ら西教の滅亡すべきを以てあり
 此法の出でし時羅馬の高僧ニキスエス及び四人の僧
 官直ニ殺さるり爰ニ加尔太額の高僧シブリアンと
 者ありり此人ハ幸ニデネロス帝の誅戮を免
 りハハレンス帝の時ニ至りて衆神教の神を祭らざ
 り罪ニ由て遂ニ誅せらるり扱ハレリアン帝ハ
 百尔西亞王サボルと戦ひ兵敗きて虜となり遠き東方
 まで殂し其子ガリニヌス位ニ即きハ先帝と違ひ西
 教の人を惡むの心少く父の在位の時召上げらるり
 地面家財等盡く西教の人より帝殂してより

紀元二百七十年ニ至りオーレリアンとツヘる火を拜
 する教門ニ疑りし帝の代ニ至りハ幸ニ西教の徒
 と誅する暇なくして殺せらるりハハ紀元二百
 ガリニヌス帝より四十箇年の間ハ耶蘇の教門少
 妨げらるり事多く益盛んとあり此教門の益盛ん
 事や恰も強き少木の生立ちに幾許年の風雨ゆ之を傷
 る事能く枝根益盛んある異ならん
 最嚴く且つ最手廣く西教を禁じハジオクレチアン
 マキシミアン兩帝の時あり紀元三百三年二月二十三
 日即ち「テルミナリア」の祭日の祭日ニ於てジオクレチア
 ニ帝命を下し其住を「ピチニア」國の一都ニコメダア

の大寺院と破壊せしり寺中より經文を盡く焼く
 しめり是事ハ帝の女婿ガレリウスとつゝ者ハ帝に
 勧めしりつゝ其翌日帝は命を下しと云く耶蘇
 教の寺院ハ盡く之を破壊せしり耶蘇の經典ハ盡く之
 と焼くべし此教門の人ハ盡く官位を奪て平民とす
 べしと然るに或る西教門の貴人ありしは此書付を見
 て直之を曳破りしり此罪ハ由りて焼殺の刑
 に行われり其他西教を奉むるが為に誅せられし
 者等へ盡く暇あらず但しコンスタンチノスコロ
 スとつゝ人の奉行し告悪不列顛及び是班牙に於
 てハ之を誅戮す事少ありり紀元三百五年兩帝

即ち^{即ち}ジ^{オク}レ^チア^ン 位を辭しガレリウス帝位に即き
 及び^{及び}マ^キシ^ミア^ン 此帝ハ西教を悪む事先帝に考らむ西教の人を
 探りて盡く之を誅戮し又市中に賣する食物に盡く神
 像に備へし酒或ハ水を灌かしめて西教の人とつゝ
 ども衆神教の酒水を喫まざる能はずしめんと欲
 しりしとを恰も小兒の仕業の如し此の如き事凡八年
 を經て後ガレリウス帝ハ老病に卧たりしり死人の
 怨魂の崇りあらん事を恐る遂に命を下して西教の人
 に自由と真神を捧ぐるを許しり時ハ紀元三百十一
 年あり是れより新古二教相戦ふの勢大に變り羅馬の
 衆神教ハ速に衰へ紀元三百九十四年に至りテオドシ

トス帝の時之を禁トリ

第二紀間羅馬國帝即位の表

トラジャン帝	紀元	
アドリアン帝	百十七年	
アントニヌスピウス帝	百三十八年	
麻尔瓜澳列派帝	百六十一年	
ルベルス帝	百八十年	
ユンモテウス帝	百九十三年	
ヘルチナキス帝		全
セヘルス帝		全

第三紀間羅馬國帝即位の表

カラカルラ帝	紀元	二百十一年
ゼタ帝		
マクリヌス帝	全	二百十七年
ヘリオガバルス帝	全	二百十八年
アレキスセヘルス帝	全	二百二十二年
マキシミン帝	全	二百三十五年
ゴルシアン帝	全	二百三十七年
其子		
バルビヌス帝	全	全
ピユピーヌス帝		
ゴルダアンゼヨンジル帝	全	二百三十八年

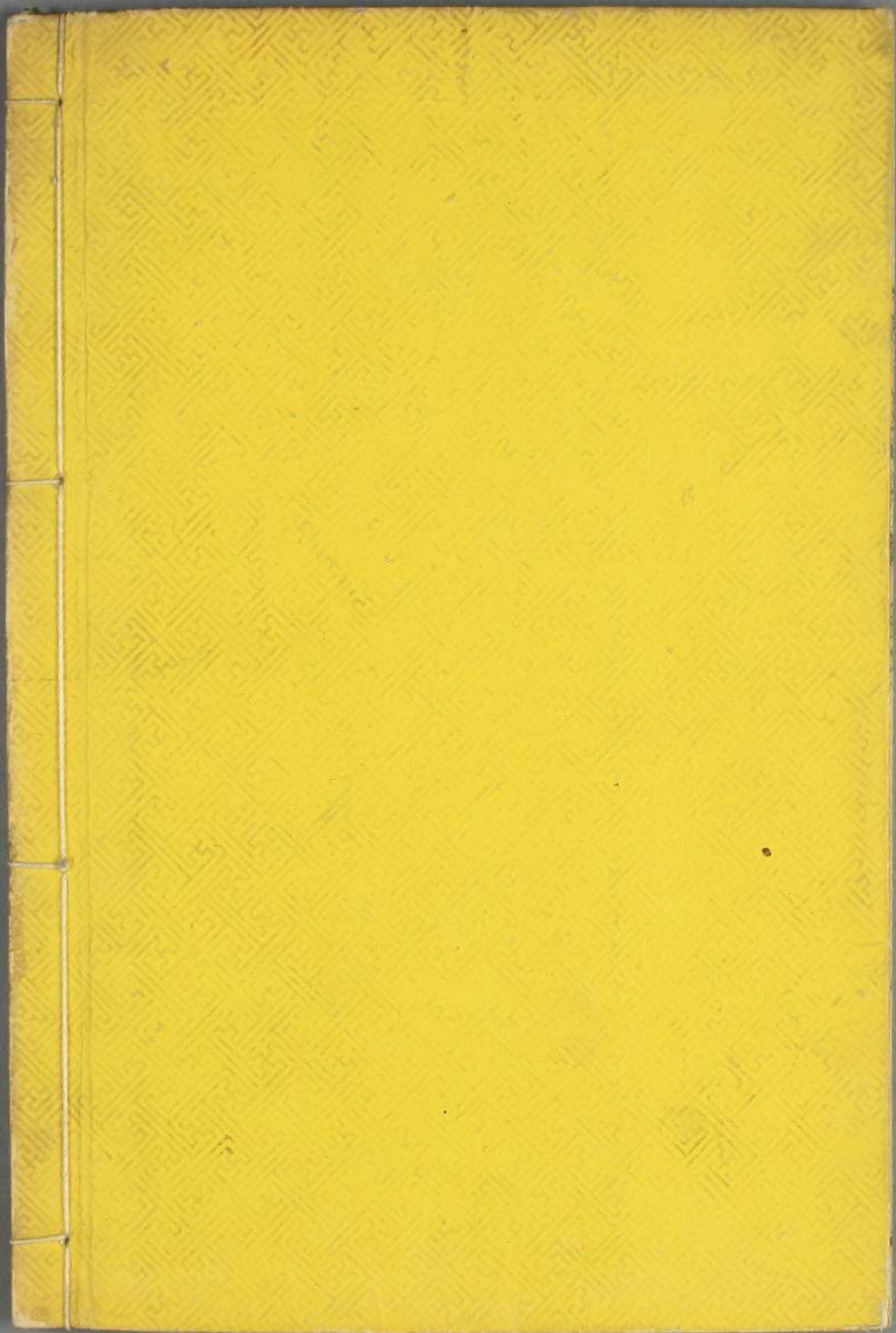
山江家系金 卷之一

ヒリッパゼアラビアン帝	紀元	二百四十四年
デビース帝	全	二百四十九年
ガルルス帝	全	二百五十一年
其子		
エーミリアニス帝	全	二百五十三年
ハレリアン帝	全	全
其子		
ガリーニウス帝	全	二百六十年
クラウヂーヌス帝第二	全	二百六十八年
キンチルス帝	全	二百七十年
オートレリアン帝	全	全

九箇月の間帝あり	全	二百七十五年
タシテス帝	全	全
フロリアン帝	全	二百七十六年
パロビュス帝	全	全
カリユス帝	全	二百八十二年
カリユス帝	全	二百八十三年
ユメリアン帝	全	二百八十四年
チオクレチアン帝	全	二百八十六年
マキシミアン副帝と為る	全	二百八十六年

山江家系金 卷之一 二上 二

西洋易知錄卷之一終



明治七年己巳新年鑄

河津孫四郎譯述



西洋易知錄

官准

知新館藏板

